

令和５年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平津新町自治会
市民生活部 市民協働安全課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和６年１月１７日

【平津新町自治会】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 防犯カメラの画像データ管理について【効率性の視点】 自治会役員が画像データの管理を行っているが、自治会役員には定期的に交代が生じる。安全安心なまちづくりのため、役員交代後も引き続き画像データの適正な管理を行うこと。	【措置済】 令和 ６年 ３月 ３１日 防犯カメラの適正な管理に向け、役員交代時は「平津新町自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準」を活用し引き継ぎを行っている。
② 防犯カメラ設置事業について【住民福祉の向上の視点】 当自治会は計画的に防犯カメラを設置しているところである。防犯カメラの設置により犯罪抑止力が高まり、事件に巻き込まれないまちづくりとなるような効果のある事業として引き続き進めること。また、他地区へ設置のノウハウ、効果の情報共有をすること。	【措置済】 令和 ６年 ４月 ４日 計画的に防犯カメラを設置しており、令和６年度においても設置に向け準備を進めている。 また、地区の定例会において防犯カメラの設置方法や効果などについて情報共有を図ったとともに、個別に問い合わせがあった場合は対応している。

【市民生活部 市民協働安全課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 指導監督の適切性が保たれないリスク 事前申込書や交付申請書などの提出を受けた際には、添付書類の内容を十分確認し、誤りがないようにすること。	【措置済】 令和 ６年 ２月 ２２日 担当者が受理時に書類を確認するとともに、決裁においても承認者及び決裁権者が添付書類の内容を十分に確認するよう徹底し、記載漏れや誤りがある場合に直ちに修正を求めた。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 補助金交付による地域防犯活動の支援について【有効性の視点・効率性の視点】 当事業は、市民による防犯活動を補完するものとして位置付けられ、四日市市地域防犯活動支援事業補助金とともに、市民による防犯活動を支える柱となっている。 ただし、700余の自治会中130程度の自治会が当補助金を活用するにとどまっている。 防犯カメラ設置の必要性について、地域の広さや住民の意識などそれぞれ異なることから地域の実情に合わせて交付することや、補助金制度を活用したことがない地域に対しても設置の事例を紹介するなど引き続き補助金の募集について周知すること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 防犯カメラ設置については、各地域での自主的な防犯活動を補完するものとして設置を進めているものであり、地域での必要性に応じて、設置の判断を各自治会でされている。 防犯カメラ設置について、市内全地区の自治会長が集まる場で情報共有を行っているとともに、予算要求の段階から、全自治会に設置意向を呼びかけるなどしており、令和6年度においても引き続き周知を図っていく。
② 防犯カメラの設置について【有効性の視点】 ダミーカメラの設置は、地域の犯罪抑止に効果があるため、住民からダミーカメラの要望が高いと聞く。他の制度で、ダミーカメラの設置を補助対象にできないか、可能性を研究すること。	【検討中】 令和 6年 8月31日 これまで、ダミーカメラの設置を望む声やその設置を補助対象にする要望は、自治会等から直接寄せられていないが、犯罪の抑止効果を高めるため、他市で補助対象としている事例について研究する。 【措置済】 令和 7年 2月28日 ダミーカメラは、ダミーであることが判明した場合に犯罪抑止効果自体が無くなるとともに、ダミーカメラの増加に伴い、全体として防犯カメラの犯罪抑止効果の低下も懸念されることから、現行どおり録画装置を備える防犯カメラのみを補助対象とする。 なお、他市の事例について調査したところ、ダミーカメラを補助対象とする自治体は少なく、対象としている自治体においても、実際の申請件数は、直近数年で数件程度に留まっている。
③ 画像データ等の保存期間について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】 四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則において、画像データ等の保存期間は30日以内の範囲内としている。規則制定当初に定めた「30日以内」の期間が現状でも妥当か等、記載内容の見直しを検討すること。	【措置済】 令和 6年 8月31日 個人情報の保護に関する法律第22条において「個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」と規定されており、警察をはじめ、多くの行政機関等が最長でも一か月としている状況を参考にして「30日以内」と規則で定めている。 この期間について、平成27年に規則を施行して以降、個人の権利利益保護の観点が社会的に大きく変化したことが無く、警察等での保存期間も見直されていないこと、また、何ら問題となった事例や見直しを望む声も無いことからみても、指摘の保存期間を見直す必要はないと判断する。

④ 自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準について【有効性の視点】 自治会の運用基準別表における設置年月日欄は、防犯カメラの当初設置予定日を基準日として記載することとなっている。後に運用基準を確認した際に、記載されている当初設置予定日と実際の設置年月日が乖離しており、記載内容の見直しを検討すること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 工事時期の影響により当初設置予定日と実際の設置年月日と乖離する場合があることから、補助金交付申請時は予定として提出してもらっている。 設置後において、予定していた日と実際に設置した日が異なる場合は、設置日に修正が図られるよう実績報告時に徹底しており、令和6年度においても引き続き確認を行っていく。
⑤ 補助金の募集チラシについて【有効性の視点】 補助金事務手続きの流れにおいて、年に1回程度、防犯カメラ運用状況の報告を依頼しているところある。1回程度とあいまいにすることなく、必ず1回は報告するとともに、状況に応じて追加の報告が必要な場合があるという記載に改めること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 令和6年度の募集チラシでの補助金手続きの流れの欄に記載の文言を「年1回防犯カメラ運用状況の報告依頼をするとともに、状況に応じて追加の報告が必要な場合がある」に改めた。